

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県

### 2 構造改革特別区域の名称

ながさき有害鳥獣被害防止特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

平戸市及び五島市並びに長崎県北松浦郡大島村及び生月町並びに南松浦郡新上五島町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 概況

長崎県は、平坦地に乏しく、山岳や丘陵が起伏しており、沿岸部は多くの半島や岬・湾・入り江から形成され、海岸線の延長は、約 4,195km に及び北海道に次ぎ全国第 2 位の長さを誇っている。また、五島列島、壱岐島、対馬島をはじめとした大小様々な離島が存在する。

本計画における特別区域は、長崎県の北部一帯と五島列島のほぼ全域をエリアとする西海国立公園の中に位置しており、長崎県北部の平戸諸島と西部の五島列島からなっている。平戸諸島には、数々の歴史を秘めた平戸をはじめ玄界灘の荒波に洗われて男性的な海岸美を特色とする大島、生月などの島々がある。また、五島列島は九州の最西端に位置し、長崎港から西へ 100 km、九州最果ての海、五島灘を隔て、大陸へ繋がる潮路の中に、西南から北東へおよそ 80 km（男女群島を含めると 150 km）にわたって斜走している。

特別区域における平成 14 年の農業産出額は、約 95 億円で、総農家数は、約 5,500 戸、耕地面積は、約 6,500 ha、となっている。

県では、長崎県有害鳥獣対策会議を設置し、各地域協議会等と連携して、有害鳥獣の被害防止に努めているが、当初から事業への参加を希望し、かつ県が定めた狩猟免許なしでの有害鳥獣捕獲実施要領に沿って準

備が整った5市町村を特区区域とする。

(2) 農業産出額

(単位：億円)

| 区分    | H 1 2     | H 1 3     | H 1 4     |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 特別区域  | 1 0 5     | 1 0 1     | 9 5       |
| 長 崎 県 | 1 , 3 6 9 | 1 , 3 1 7 | 1 , 3 0 1 |

(3) 有害鳥獣による農作物の被害状況

【特別区域】

(単位：千円)

| 区分    | イノシシ   | シカ    | カラス    | その他   | 合計     |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| H 1 2 | 8,115  | 848   | 12,254 | 2,425 | 23,641 |
| H 1 3 | 13,707 | 1,381 | 30,671 | 3,679 | 49,438 |
| H 1 4 | 20,513 | 717   | 27,846 | 3,096 | 52,172 |

【長崎県】

(単位：千円)

| 区分    | イノシシ    | シカ      | カラス     | その他    | 合計      |
|-------|---------|---------|---------|--------|---------|
| H 1 2 | 203,072 | 169,066 | 186,787 | 77,682 | 636,606 |
| H 1 3 | 225,117 | 104,457 | 228,754 | 73,102 | 631,429 |
| H 1 4 | 257,496 | 103,730 | 258,785 | 89,636 | 709,647 |

注) 四捨五入のため、合計欄が一致しない箇所がある。

5 構造改革特別区域の意義

長崎県の中山間地域においては、住民の高齢化・過疎化が進展する一方、依然として農業の占めるウエイトは高く、基盤整備等の条件整備とともに、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保などによる、効率的な農業の実現が求められている。しかしながら、近年イノシシやシカ、カラスによる農作物の被害が増大し、農業収益の減、さらには営農意欲の減退などが懸念されており、住民の定住化、地域の活性化を進める上でも、有害鳥獣の捕獲は喫緊の課題となっている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策として、本特例を適用することにより、有害鳥獣による農作物の被害を抑制し、農業収益の安定化、さらには地域の活性化を目指すものである。

また、狩猟免許を持たない従事者を容認するには、捕獲技術、安全性等が十分に確保される必要があり、そのための講習会や組織づくりなどに、地域の住民が一体となって取り組まなければならない。そのため、これまでの免許取得者（構造改革特別区域の範囲の猟友会支部会員のうち、網・わな猟免許取得者数92名）に頼っていた有害鳥獣の捕獲に加え、地域住民を巻き込んだ被害防止対策が講じられることとなり、箱わなによる一般住民の事故防止効果も期待される。

## 6 構造改革特別区域の目標

### (1) 有害鳥獣による農作物の被害の抑制による農業収益の増加

有害鳥獣による農作物への被害を防止することで、農業生産額の向上、農家所得の増加が図られる。

### (2) 効率的な農業の実現

農業従事者の減少および耕作放棄地の増加に歯止めがかかり、更に意欲のある農業者が増え、担い手の育成、農地流動化が進み、地域振興が図られる。

### (3) 地産地消による地域の振興と高齢者の生き甲斐の創出

高齢者が安心して農業に従事でき、高齢者が栽培した農産物が町内の直売所等で販売され、地産地消の実現と高齢者の生き甲斐を育む。

### (4) 地域社会の一体化

捕獲のための組織作りを通じ、狩猟免許取得者と一般住民との意思疎通が図られるとともに、地域が一体となり問題解決に取り組む雰囲気醸成され、地域のまとまりができる。

### (5) 免許取得に対する負担軽減

免許を取得するには、受験費用のほか、離島の住民においては多額の

旅費がかかる。有害鳥獣の捕獲が喫緊の課題であることから、狩猟者登録等に係る費用について地元自治体が補助している例（新上五島町が実施。平成15年度は86名、約2,500千円）もあり、大きな負担となっている。狩猟免許を所持しない者の従事が容認されることは住民・自治体にとっても有益である。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣被害防止対策の効果が上がれば被害額の減少により、農業所得の増加が見込まれ、営農意欲の高まりや生産量・品質の向上が期待される。また、農業経営の規模拡大意欲が喚起され、農地の流動化や担い手農家の育成にも効果が見込まれる。さらに、高齢農業者が安心して農業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売所で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果が及ぶ。

なお、本特例を適用することにより、被害額を毎年5%減少させ、平成20年度の被害額を4,050万円に抑制することを目標とする。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 特別区域内の平成14年度の被害額     | 約5,200万円 |
| (目標)特別区域内の平成20年度の被害額 | 約4,050万円 |

## 8 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 新有害鳥獣被害防止対策事業補助金（県単独事業）

イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため

防護・捕獲機器の整備に対する助成

箱わな等の設置及び巡視等に対する助成

自衛捕獲体制強化に対する助成

被害防止体制強化に対する助成 等

- (2) 新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金（国庫補助事業）  
イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するため  
イノシシ・シカ防護フェンスの整備
- (3) 第9次鳥獣保護事業変更計画策定  
有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認事業に伴う計  
画の変更
- (4) 安全教育  
自治体・猟友会により狩猟免許を有しない従事者に対し、安全講習・  
保険加入等を行う。
- (5) 狩猟組織の結成  
狩猟免許の取得者を監督者とし、免許を有しない従事者の構成員を決  
定。
- (6) 捕獲計画の立案  
猟友会、自治体により捕獲期間や箱わなの設置場所などを協議。
- (7) 地元説明会  
捕獲計画を地元住民に説明し、住民の安全確保を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

平戸市及び五島市並びに長崎県北松浦郡大島村及び生月町並びに南松浦郡新上五島町の全域において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

箱わなの使用により、銃器以外の方法で有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣（イノシシ、シカ、カラス等）による農作物の被害を縮小させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、地元自治体・猟友会・住民が狩猟の体制づくりを行うこととしているが、既に3者において協議が行われている。

その中では、県が策定した狩猟免許なしでの有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、安全講習会の開催、狩猟免許所持従事者の適切な指示監督のもとに作業を行う捕獲チームの編成や箱わな設置に関する周辺住民への周知方策の整備等の組織作り、狩猟事故共済等の保険への加入や事故発生時の連絡体制の整備等の捕獲体制づくりを行っている。

また、免許なし従事者の要件を市町村が実施する安全講習会を受講することとしており、特区認定後の狩猟実施における安全対策について十分確保できる見通しができている。